

# 平成29年第1回南島原市教育委員会定例会

日時 平成29年1月23日（月） 午後2時00分  
場所 南有馬庁舎 2階会議室

## 議事日程

### 第1 開会

### 第2 前回会議録の承認

### 第3 会議録署名人の指名

### 第4 教育長報告

### 第5 議案審議

議案第1号 南島原市学校施設整備基金条例の制定について

議案第2号 南島原市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示について

議案第3号 南島原市教育支援委員会の答申について

### 第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 平成28年度卒業式及び平成29年度入学式について

(3) 辞令交付式について

(4) 次回教育委員会定例会の開催について

(5) 教育委員会臨時会の開催について

(6) その他

# 南島原市教育委員会定例会教育長報告

## ○平成28年12月の諸会議並びに諸行事

- 19日(月) 9:00 部局長・支所長会議(西有家庁舎)  
14:00 定例教育委員会(南有馬庁舎)
- 20日(水) 9:30 定期監査結果報告書受取(西有家庁舎)  
16:00 中学校ソフトテニス新人大会九州大会出場激励会(西有家庁舎)
- 21日(水) 10:00 市議会閉会(有家)
- 22日(木) 10:00 幼稚園視察・懇談会(北有馬幼稚園)
- 25日(日) 9:30 ロータリー少年野球塾(有家総合運動公園)
- 28日(水) 13:00 平成28年度第2回学校施設跡地利活用検討委員会(西有家庁舎)  
15:00 市仕事納め式(西有家庁舎)  
17:00 教育委員会仕事納め式(南有馬庁舎)
- 29日(木) 20:00 消防年末警戒巡視激励(～30日)(深江町・布津町)

## ○平成29年1月の諸会議並びに諸行事

- 4日(水) 9:00 市仕事始め式(西有家庁舎)  
11:00 平成29年成人式(コレジヨホール)  
17:00 教育委員会仕事始め式(南有馬庁舎)
- 5日(木) 9:30 平成29年消防出初式(コレジヨホール)
- 6日(金) 9:30 平成遣欧少年使節壮行会(西有家庁舎)  
10:00 派遣教員面談(西有家庁舎)
- 13日(金) 15:30 商工会創立十周年記念式典・祝賀会及び第七回新春賀詞交歓会(ザ・マーキーズ)  
19:00 南高医師会新年会(ゆやど雲仙新湯)
- 14日(土) 14:00 石江道場創立十周年記念祝賀会(ザ・マーキーズ)
- 15日(日) 13:00 P T A連合会研究大会(コレジヨホール)

17日(火) 9:00 部局長・支所長会議(有家庁舎)  
10:30 人事ヒアリング(長崎市)  
15:00 県公民館大会実行委員会(雲仙市)

19日(木) 14:00 教職員研修「さきがけ」冬期特別講座(カムス)

議案第 1 号

南島原市学校施設整備基金条例の制定について

提案理由

南島原市立小・中学校の施設整備に必要な経費の財源に充てるため基金を設置したいので、南島原市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 2 条第 8 号の規定により教育委員会の意見を求める。

平成 29 年 1 月 23 日提出

南島原市教育委員会  
委員長 近藤 孝信

## 南島原市学校施設整備基金条例

### (設置)

第1条 南島原市立小・中学校の施設整備に必要な経費の財源に充てるため、南島原市学校施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 議案第2号

南島原市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示  
について

### 提案理由

現在、入学後支給している「新入学児童生徒学用品費」を、入学前に入学予定者に対し支払うため、所要の改正を行うもの。

平成29年1月23日提出

南島原市教育委員会  
委員長 近藤 孝信

南島原市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示  
南島原市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年南島原市教育  
委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱

第1条中「昭和22年法律第26号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「児  
童・生徒」を「児童生徒（法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒で南島原市立小  
中学校に在学し、南島原市に住所を有するものをいう。以下同じ。）又は入学予定者  
（翌年度の南島原市立小中学校の入学予定者で南島原市に住所を有するものをいう。  
以下同じ。））」に改め、「保護者」の次に「（法第16条に規定する保護者をいう。以  
下同じ。））」を加える。

第2条中「南島原市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費」を「南島原市要保護  
及び準要保護児童生徒等就学援助費」に、「南島原市に住所を有し、南島原市立学校  
設置条例（平成18年南島原市条例第71号）に規定する学校に在学する児童・生徒」を  
「児童生徒又は入学予定者」に改める。

第4条の見出し中「援助費」を「就学援助費」に改める。

第5条中「就学援助を」を「就学援助費の支給を」に改める。

第6条第1項中「要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票」を「要保護及び準要  
保護児童生徒等に係る世帯票」に改め、同条第2項中「世帯票により」を削る。

第7条中「世帯票に基づき」を「就学援助費受給申請書に基づき」に改める。

第9条第1項中「次に定める時期に」を削り、同項各号を削り、同条第2項を次の  
ように改める。

2 就学援助費の支給時期については、教育長が別に定める。

第10条第1項中「就学援助を」を「就学援助費の支給を」に改める。

第11条第1項中「世帯票をもって」を削り、同項中第2号を第3号とし、第1号の  
次に次の1号を加える。

(2) 入学予定者が南島原市立小中学校に入学しなかったとき。

様式第1号から様式第5号までを次のように改める。

様式第1号 (第5条関係)

就学援助費受給申請書

年 月 日		南島原市教育長 様		申請者住所 保護者氏名 (電話) — — ㊤		
下記の児童生徒等について就学援助を受けたいので、理由を付して申請します。						
児童生徒等	学 校 名 ※	学年・組 ※	(ふりがな) 児童生徒等氏名	性 別		
		年 組	( )			
		年 組	( )			
援助を受けたい理由	1 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止をされたが依然生活が困難である。 生活保護停止又は廃止年月日 ( 年 月 日)					
	2 ( ) 税) の非課税又は減免を受けた。					
	3 国民年金又は国民健康保険の減免を受けた。					
	4 児童扶養手当の支給を受けた。 児童扶養手当証書番号 ( )					
	5 生活福祉資金の貸付けを受けた。 決定書又は払込通帳の番号 ( )					
	6 保護者が職業安定所登録の日雇労働者である。 登録番号 ( )					
	7 生活保護法の適用を受けないが、それに準ずる生活程度である。					
	8 病気災害等の特別な事情により経済的に困窮している。					
家 庭 状 況	氏 名	続柄	生 年 月 日	職業、学校学年※	年 収	住 宅
			年 月 日		万円	1 持 家
			年 月 日		万円	
			年 月 日		万円	2 借 家
			年 月 日		万円	
			年 月 日		万円	3 その他 ( )
			年 月 日		万円	
		年 月 日		万円		

- 1 学校経由で提出のこと。
- 2 同意書(様式第1号の付表)を添付すること。
- 3 小学校と中学校にそれぞれ児童生徒がいる場合は、この申請書は、別々に提出ください。
- 4 ※には、 年度の学校名学年を記入してください。  
⇒裏面もご記入ください。



(裏面)

- 1 申請にあたって、現在の生活状況や経済的に困りのことを具体的に  
ご記入ください。(この項目は必ずご記入ください。)

---

---

---

---

---

---

---

- 2 最近、生活状況が急激に悪化したなど、特別な事情があればご記入く  
ださい。

---

---

---

- 3 就学費用について困りのことがあれば具体的に記入ください。

---

---

---

- 4 上記以外で特別な事情があればご記入ください。

---

---

---

内容等に不明な点がある場合には、ご連絡することがあります。



様式第2号 (第6条関係)

要保護及び準要保護児童生徒等に係る世帯票

整理番号	児童生徒等氏名		保護者氏名		教育扶助の有無				
家庭の状況 (保護者本人を含む)	続柄	生年月日	職業	自宅居住の有無	病気・療養の有無(期間)	住宅の形態	家庭状況の変動		
						①持家 ②借家間			
就学援助を必要と認める者についての学校長の意見									
① 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる。 ② 生活状態が悪いため、学校納付金を減免している。 ③ 生活状態が悪く、学校納付金が滞りがちである。 ④ 昼食、衣服が著しく悪く、また、学用品、通学用品等に不自由している。 ⑤ 経済的理由による欠席日数が多い。 ⑥ その他(具体的に記載のこと)									
上記の者を就学援助を必要とする児童生徒等として報告します。 年 月 日 南島原市立 学校長 団 南島原市教育委員会 様									
継続報告		小 学 校				中 学 校			
		2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年
報告年月日									
学校長 印									
世帯についての福祉事務所の長又は民生委員の所見					教育委員会の認定の事由(変更の事由)				
認定の場合									
認定をしない場合又は取消しの場合									
上記の者を要保護児童生徒等として認定 { します。 / しません。 } 年 月 日 南島原市立 学校長 様 南島原市教育委員会 団									
継続報告		小 学 校				中 学 校			
		2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年
報告年月日									
教育委員会 印									

様式第3号（第7条関係）

就学援助認定（却下）通知書

様

南島原市教育委員会 印

年 月 日付けで申請がありました就学援助費の支給については、次のとおり決定したので通知します。

学校名	学年	児童生徒等氏名	性別

上記の者について、下記のとおり決定しました。

- 1 要保護・準要保護に、 年 月から開始
- 2 却下  
(理由)



年 月 日

就学援助費支給取消通知書

様

南島原市教育委員会



就学援助費の支給については、次のとおり取り消したので通知します。

学校名	学年	児童生徒等氏名	性別	事由発生日

上記の者について、 により 年 月 日付 支給取消しとする。

附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行し、改正後の南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱の規定は、平成28年度の予算に係る就学援助費から適用する。

南島原市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な<u>児童生徒（法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒で南島原市立小中学校に在学し、南島原市に住所を有するものをいう。以下同じ。）又は入学予定者（翌年度の南島原市立小中学校の入学予定者で南島原市に住所を有するものをいう。以下同じ。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）</u>に対し、必要な援助を与えることにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(援助対象者)</p> <p>第2条 <u>南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費（以下「就学援助費」という。）の支給対象となる者は、児童生徒又は入学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(<u>就学援助費の支給額</u>)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(援助の申請)</p> <p>第5条 <u>就学援助費の支給を受けようとする保護者は、就学援助費受給申請書（様式第</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>南島原市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な<u>児童・生徒の保護者</u>に対し、必要な援助を与えることにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(援助対象者)</p> <p>第2条 <u>南島原市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費（以下「就学援助費」という。）の支給対象となる者は、南島原市に住所を有し、南島原市立学校設置条例（平成18年南島原市条例第71号）に規定する学校に在学する児童・生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(<u>援助費の支給額</u>)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(援助の申請)</p> <p>第5条 <u>就学援助を受けようとする保護者は、就学援助費受給申請書（様式第1号）を</u></p>

新	旧
<p>1号)を南島原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)へ提出しなければならない。</p>	<p>南島原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)へ提出しなければならない。</p>
<p>(世帯票)</p>	<p>(世帯票)</p>
<p>第6条 教育委員会は、就学援助費受給申請書を受理したときは、当該申請内容に基づき、<u>要保護及び準要保護児童生徒等に係る世帯票</u>(様式第2号。以下「世帯票」という。)を作成し、校長の意見を求めなければならない。</p>	<p>第6条 教育委員会は、就学援助費受給申請書を受理したときは、当該申請内容に基づき、<u>要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票</u>(様式第2号。以下「世帯票」という。)を作成し、校長の意見を求めなければならない。</p>
<p>2 教育委員会は、必要に応じ、民生委員又は福祉事務所の長の意見を求めなければならない。</p>	<p>2 教育委員会は、必要に応じ、<u>世帯票により</u>民生委員又は福祉事務所の長の意見を求めなければならない。</p>
<p>(援助の認定及び通知)</p>	<p>(援助の認定及び通知)</p>
<p>第7条 教育委員会は、<u>就学援助費受給申請書に基づき</u>その内容を審査し、就学援助認定の可否を決定し、世帯票をもって速やかに校長へ通知するとともに、就学援助認定(却下)通知書(様式第3号)により保護者に通知するものとする。</p>	<p>第7条 教育委員会は、<u>世帯票に基づき</u>その内容を審査し、就学援助認定の可否を決定し、世帯票をもって速やかに校長へ通知するとともに、就学援助認定(却下)通知書(様式第3号)により保護者に通知するものとする。</p>
<p>(支給方法及び時期)</p>	<p>(支給方法及び時期)</p>
<p>第9条 就学援助費は、原則として口座振込により、教育委員会が直接保護者に対して支給する。ただし、学校給食費は校長に、医療費は医療機関に対して支払う。</p>	<p>第9条 就学援助費は、<u>次に定める時期</u>に原則として口座振込により、教育委員会が直接保護者に対して支給する。ただし、学校給食費は校長に、医療費は医療機関に対して支払う。</p>
<p></p>	<p>(1) <u>学用品費及び学校給食費は、学期中の月数分を学期末まで</u>  (2) <u>修学旅行費及び医療費は終了後</u>  (3) <u>新入学児童生徒学用品費は、一学期末まで</u></p>
<p>2 <u>就学援助費の支給時期については、教育長が別に定める。</u></p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、学校給食費については教育委員会が必要と認めるときは、別に支給時期を定めることができる。</u></p>



新	旧
<p>(年度途中の認定及び支給額)</p> <p>第10条 教育委員会は、転学、災害等により、年度の途中において<u>就学援助費の支給を受けようとする保護者</u>については、第5条から第7条までの規定に準じて、その都度速やかに認定し、就学援助費を支給しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第11条 教育委員会は、要保護者及び準要保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消し、速やかに校長に通知するとともに、<u>就学援助費支給取消通知書</u>（様式第5号）により保護者に通知するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>入学予定者が南島原市立小中学校に入学しなかったとき。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(年度途中の認定及び支給額)</p> <p>第10条 教育委員会は、転学、災害等により、年度の途中において<u>就学援助を受けようとする保護者</u>については、第5条から第7条までの規定に準じて、その都度速やかに認定し、就学援助費を支給しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第11条 教育委員会は、要保護者及び準要保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消し、<u>世帯票をもって速やかに校長に通知</u>するとともに、<u>就学援助費支給取消通知書</u>（様式第5号）により保護者に通知するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

新

様式第1号 (第5条関係)

就学援助費受給申請書

南島原市教育長 様		年 月 日				
申請者住所 保護者氏名 (電話) — — ㊟						
下記の児童生徒等について就学援助を受けたいので、理由を付して申請します。						
学 校 名 ※	学年・組 ※	(ふりがな) 児童生徒等氏名	性 別			
児童生徒等	年 組	( )				
	年 組	( )				
	年 組	( )				
援助を受けたい理由	1 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止をされたが依然生活が困難である。 生活保護停止又は廃止年月日( 年 月 日)					
	2 ( 税)の非課税又は減免を受けた。					
	3 国民年金又は国民健康保険の減免を受けた。					
	4 児童扶養手当の支給を受けた。 児童扶養手当証書番号( )					
	5 生活福祉資金の貸付けを受けた。 決定書又は払込通帳の番号( )					
	6 保護者が職業安定所登録の日雇労働者である。 登録番号( )					
	7 生活保護法の適用を受けないが、それに準ずる生活程度である。					
	8 病気災害等の特別な事情により経済的に困窮している。					
家 庭 状 況	氏 名	続柄	生 年 月 日	職業、学校学年	年 収	住 宅
			年 月 日		万円	1 持 家
			年 月 日		万円	
			年 月 日		万円	2 借 家
			年 月 日		万円	
			年 月 日		万円	3 その他 ( )
			年 月 日		万円	
		年 月 日		万円		

- 1 学校経由で提出のこと。
- 2 同意書(様式第1号の付表)を添付すること。
- 3 小学校と中学校にそれぞれ児童生徒がいる場合は、この申請書は、別々に提出ください。
- 4 ※には、 年度の学校名学年を記入してください。  
⇒裏面もご記入ください。

旧

様式第1号 (第5条関係)

就学援助費受給申請書

南島原市教育長 様		年 月 日				
申請者住所 保護者氏名 (電話) — — ㊟						
下記の児童生徒について就学援助を受けたいので、理由を付して申請します。						
学 校 名	学年・組	(ふりがな) 児童生徒氏名	性 別			
児童生徒	年 組	( )				
	年 組	( )				
	年 組	( )				
援助を受けたい理由	1 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止をされたが依然生活が困難である。 生活保護停止又は廃止年月日( 年 月 日)					
	2 ( 税)の非課税又は減免を受けた。					
	3 国民年金又は国民健康保険の減免を受けた。					
	4 児童扶養手当の支給を受けた。 児童扶養手当証書番号( )					
	5 生活福祉資金の貸付けを受けた。 決定書又は払込通帳の番号( )					
	6 保護者が職業安定所登録の日雇労働者である。 登録番号( )					
	7 生活保護法の適用を受けないが、それに準ずる生活程度である。					
	8 病気災害等の特別な事情により経済的に困窮している。					
家 庭 状 況	氏 名	続柄	生 年 月 日	職業、学校学年	年 収	住 宅
			年 月 日		万円	1 持 家
			年 月 日		万円	
			年 月 日		万円	2 借 家
			年 月 日		万円	
			年 月 日		万円	3 その他 ( )
			年 月 日		万円	
		年 月 日		万円		

- 1 学校経由で提出のこと。
  - 2 同意書(様式第1号の付表)を添付すること。
  - 3 小学校と中学校にそれぞれ児童生徒がいる場合は、この申請書は、別々に提出ください。
- ⇒裏面もご記入ください。

新	旧
<p>(裏面)</p> <p>1 申請にあたって、現在の生活状況や経済的にお困りのことを具体的に ご記入ください。(この項目は必ずご記入ください。)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 最近、生活状況が急激に悪化したなど、特別な事情があればご記入 ください。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>3 就学費用についてお困りのことがあれば具体的に記入ください。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>4 上記以外で特別な事情があればご記入ください。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>内容等に不明な点がある場合には、ご連絡することがあります。</u></p>	<p>(裏面)</p> <p>1 申請にあたって、現在の生活状況や経済的にお困りのことを具体的に ご記入ください。(この項目は必ずご記入ください。)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 最近、生活状況が急激に悪化したなど、特別な事情があればご記入 ください。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>3 就学費用についてお困りのことがあれば具体的に記入ください。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>4 上記以外で特別な事情があればご記入ください。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>内容等に不明な点がある場合には、ご連絡することがあります。</u></p>

新	旧
<p>様式第1号の付表 同 意 書</p> <p>私は、 年度、就学援助費の受給資格認定のために、南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱第2条に定める理由について、南島原市教育委員会が調査することに同意いたします。</p> <p>また、次年度以降についても認定を継続する場合は同様といたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>南島原市教育長 様</p> <p style="text-align: right;">(保護者) 住 所 南島原市 番地 氏 名 氏 名</p>	<p>様式第1号の付表 同 意 書</p> <p>私は、 年度、準要保護児童生徒就学援助費の受給資格認定のために、南島原市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱第2条に定める理由について、南島原市教育委員会が調査することに同意いたします。</p> <p>また、次年度以降についても認定を継続する場合は同様といたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>南島原市教育長 様</p> <p style="text-align: right;">(保護者) 住 所 南島原市 番地 氏 名 氏 名</p>



新

様式第3号 (第7条関係)

就学援助認定(却下)通知書

様

南島原市教育委員会 印

年 月 日付けで申請がありました就学援助費の支給については、次のとおり決定したので通知します。

学校名	学年	児童生徒等氏名	性別

上記の者について、下記のとおり決定しました。

- 1 要保護・準要保護に、年 月から開始
- 2 却下  
(理由)

旧

様式第3号 (第7条関係)

就学援助認定(却下)通知書

様

南島原市教育委員会 印

年 月 日付けで申請がありました就学援助費の支給については、次のとおり決定したので通知します。

学校名	学年	児童生徒氏名	性別

上記の者について、下記のとおり決定しました。

- 1 要保護・準要保護に、年 月から開始
- 2 却下  
(理由)



新	旧																																								
<p style="text-align: center;"><u>様式第5号 (第11条関係)</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">就学援助費支給取消通知書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">南島原市教育委員会 </p> <p>就学援助費の支給については、次のおとり取り消したので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">学校名</th> <th style="width: 10%;">学年</th> <th style="width: 25%;">児童生徒等氏名</th> <th style="width: 10%;">性別</th> <th style="width: 40%;">事由発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">上記の者について、 により 年 月 日付 支給取消しとする。</p>	学校名	学年	児童生徒等氏名	性別	事由発生日																<p style="text-align: center;"><u>様式第5号 (第11条関係)</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">就学援助費支給取消通知書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">南島原市教育委員会 </p> <p>就学援助費の支給については、次のおとり取り消したので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">学校名</th> <th style="width: 10%;">学年</th> <th style="width: 25%;">児童生徒氏名</th> <th style="width: 10%;">性別</th> <th style="width: 40%;">事由発生日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">上記の者について、 により 年 月 日付 支給取消しとする。</p>	学校名	学年	児童生徒氏名	性別	事由発生日															
学校名	学年	児童生徒等氏名	性別	事由発生日																																					
学校名	学年	児童生徒氏名	性別	事由発生日																																					

附 則 (平成X年X月X日教育委員会告示第X号)  
この告示は、平成29年〇月〇日から施行し、改正後の南島原市要保護及び準要保護児童生徒等就学援助費支給要綱の規定は、平成28年度の予算に係る就学援助費から適用する。



## 議案第3号

### 南島原市教育支援委員会の答申について

#### 提案理由

南島原市教育支援委員会から、本市に居住する心身に障害のある児童生徒（就学前の幼児を含む）に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、その判定と就学指導の適正を期するための答申が出された。

このことに伴い、南島原市教育委員会で審査する必要があるので提案する。

平成28年1月23日提出

南島原市教育委員会  
委員長 近藤 孝信